

(案)

自動体外式除細動器（A E D）機器一式およびA E D収納B O X

賃貸借契約書

那覇港管理組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）、△△△△（以下「丙」という。）は、丙所有の自動体外式除細動器等機器一式（以下「A E D機器一式」という。）およびA E D収納B O X賃貸借及び保守に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、A E D機器一式およびA E D収納B O Xが常時、正常な状態で作動し得るように、甲、乙又は丙相互で保守管理を行い、甲の使用に供することを目的とし、A E D機器一式およびA E D収納B O Xを使用することにより、必ずしも救命されることを保証するものではないことを予め甲乙丙了承する。

（契約対象製品及び設置場所）

第2条 この契約の対象とする製品及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）契約対象製品

1. A E D機器一式（内容は仕様書のとおり構成）：4 台
2. A E D収納B O X（壁掛けタイプ）：4 基

（2）A E D機器一式およびA E D収納B O Xの設置場所

- ①那覇ふ頭船客待合所（那覇市通堂町2番1号）
- ②那覇クルーズターミナル（那覇市若狭1丁目28）
- ③泊ふ頭北岸待合所（那覇市泊3丁目1-8）
- ④新港ふ頭船客待合所（沖縄県那覇市港町1丁目16-10）

設置場所を変更するときは、書面により事前に乙又は丙の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。

（機器の引渡）

第4条 甲は納入期日までに設置場所において機器の受入準備を完了する。

2 乙及び丙は責任を持って納入期日までに機器等の納入、設置及び調整等にあたり、甲に引き渡すものとする。

3 前項にかかる経費は契約賃貸借料に含まれるものとする。

（賃貸借料金）

第5条 A E D機器一式およびA E D収納B O Xの賃貸借料金（保守料金含む）は、総額 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

(案)

令和 6 年度賃借料	円
令和 7 年度賃借料	円
令和 8 年度賃借料	円
令和 9 年度賃借料	円
令和 10 年度賃借料	円
令和 11 年度賃借料	円

- 2 契約内容の変更等により貸借料金の変更が必要になったときは、甲乙丙協議の上、貸借料金を変更することができる。

(消費税及び地方消費税)

第6条 この契約に関する貸借料の表記は内税方式とする。

- 2 消費税の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(貸借料金請求及び支払い)

第7条 丙は、賃借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、丙は、支払期限の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約保証金)

第8条 契約金額総額の100分の10以上とする。ただし、那覇港管理組合契約規則第4条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

(甲、乙及び丙の使用・保守管理及び責任)

第9条 甲は、AED機器一式およびAED収納BOXが丙の所有であることからき損、改造、規格の変更、他の装置の付着等の現状の変更をするような行為はしてはならない。

- 2 甲は、AED機器一式およびAED収納BOXを取扱説明書等に基づいて善良な管理者の注意をもって使用・管理をし、AED機器一式およびAED収納BOXの正常な作動を確保するものとする。
- 3 甲は、AED機器一式およびAED収納BOXの使用講習の受講等は自己の責任と負担で行うものとする。
- 4 甲は、AED機器一式およびAED収納BOXの異常や不具合を知ったとき又はAED機器一式およびAED収納BOXを使用したときは直ちに乙又は丙に通知するものとする。
- 5 乙又は丙は、前項の通知を受けたときは、速やかに修繕、交換及び消耗品の送付等必要な措置を講じるものとする。その費用は、その原因が甲にある場合（試用したときも含む。）は、甲が負担するものとする。
- 6 甲、乙又は丙は、AED機器一式およびAED収納BOXの正常な状態を維持するためにチャージパック、電極パッド等必要な消耗品の使用期限管理を行い、必要と認めるときは、これを甲に送付するものとする。
- 7 乙又は丙は、AED機器一式およびAED収納BOXに関する質問、故障、消耗品

(案)

の交換等に即応するため、24時間365日対応可能なサービス体制を有するものとする。

8 丙は、AED機器一式およびAED収納BOXが契約期間内に盗難・故障・破損した場合は丙の費用負担で代替機器を提供するものとする。

但し、その原因が甲の故意又は重過失による場合は、双方協議の上、甲は、代替機器の提供に要した費用の内、甲の過失に応分の負担を行うものとする。

9 乙又は丙は、甲のAED機器一式およびAED収納BOXの使用・管理上の過誤については、責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙又は丙は、甲が故意又は重過失によって製品に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙及び丙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(禁止事項)

第12条 甲乙丙は、相互の事前の同意なしに本契約に関する権利・義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

(解約)

第13条 甲乙丙は、第3条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によりこの契約を解除するときは、1ヶ月前に文書をもって相手側に通知するものとする。

2 甲乙丙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲乙丙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解約させたことにより相手側に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償額は、甲乙丙協議して定める。

(製品の返還)

第14条 第3条の規定によりこの契約が終了し、又は解約した場合、甲は製品を速やかに丙に返還しなければならない。

(特約事項)

第15条 本契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成29年那覇港管理組合条例第2号）第2条第1号の長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は本契約を変更又は解除することができる。

2 乙または丙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めをおわないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲乙丙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構

(案)

成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

(4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(合意管轄)

第 17 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 18 条 甲乙丙は、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇港管理組合契約規則によるもののほか、甲乙丙協議の上定めるものとする。

前記契約の締結を証するために、本契約書を 3 通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 住 所 那覇市通堂町 2 番 1 号
名 称 那覇港管理組合
代表者 管理者 玉城 康裕

乙 住 所
商 号
代表者

丙 住 所
商 号 (リース会社)
代表者